

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年6月3日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテ京都伏見店

京都市伏見区中島樋之上町41番地 ほか

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	27台	166台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 2箇所（届出書添付図面記載のとおり） 収容台数 110台	位 置 6箇所（届出書添付図面記載のとおり） 収容台数 195台
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後9時まで	午前6時30分から 翌午前0時まで

変更事項	変 更 前	変 更 後
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前6時から 翌午前0時30分まで (一部、午前6時から 午後10時まで)
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 5箇所 位 置 届出書添付図面記載のとおり	数 6箇所 位 置 届出書添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後9時まで	午前6時から 翌午前0時30分まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

令和7年6月10日

3 届出年月日

令和7年5月19日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 期間

令和7年6月3日(火)から同年10月3日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和7年10月3日(金)

(産業観光局地域企業振興室)